

中学生の

「税についての作文」

和歌山県租税教育推進連絡協議会賞

「税金」と私たちの健康

日高中学校3年

小竹 春妃

私は最近、救急車を呼ぶ人の半分以上が軽傷者で、呼ぶ場合の限度を考えてほしいというニュースを見た。例えば、足をつったり、靴ずれができたりして呼んでいる人がいるらしい。私は、その話を聞いてとても驚いた。それらの怪我は、救急車を呼ばなくとも解決できるものだからだ。本当に大事な病にかかったり、大変な交通事故で負傷したりした人が救急車を呼んだ時、到着に遅れるとなれば、それは大きな社会問題である。私は、救急車を呼ぶ場合というものを、きちんと学んでおこうと思った。

しかし、なぜ軽い傷でも、救急車を呼ぶ人が一定数いるのだろうか。その答えは、すぐに分かった。日本では、救急車を呼んでも、自費で払わなければならないお金が発生しない。これが、彼らが救急車を呼ぶ原因の一つだろう。では、救急車は誰のお金で呼んだり、利用したりすることができのだろうか。インターネットで調べてみると、「税金」という

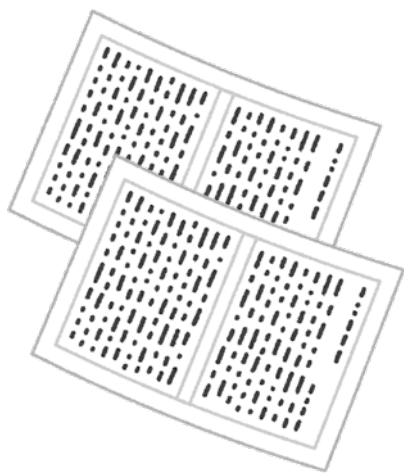
二文字が私の目に入った。私たちが利用している救急車は、私たちが納めている税金で動いているというのだ。日常的に納めているものが、命を救うための動力となっていることを知り、私は、きちんと税を納めなければならないんだと改めて思った。そして、皆が納めた大切な税金を、軽い傷等で救急車を呼んで支出してしまうのは、控えるべきだと思った。

また、外国では、救急車を呼んだり、病院での診療を受けたりすると、多額の費用を自分で負担しなければならないことを知った。そのため、経済的に厳しい家庭は、病気にかかっても、医療機関に頼ることが難しいそうだ。日本では、診療代の約八割ほどを税金が負担してくれる。日本に住んでいる人の当たり前は、

外国の地域によっては当たり前ではないことを、私は知った。そして、その当たり前は「税金」によって支えられているのだなと思った。

私はこの「税についての作文」を書くことを通して、「税金」と私たちの健康にはとても深いつながりがあるのだなと思った。私は今まで、税を納めることにあまり良いイメージを抱いていなかった。しかし、今では、私たちが納める税金が、日本に住む人たちの健康を少なからず支えていることを知り、以前のイメージは消えている。

これから年を重ね就職し、自分で納める税がさらに増えても、きちんと納めようと思う。「税金」を納めることは、人助けをすることと等しい行為だ。



病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

利用できる児童

- ①生後9週～小学3年生まで
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、医師より許可されていること
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童



対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常にかかるといえる疾患
(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患
(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患
(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患
(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

病児・病後児保育所

『病児保育室ひまわり』社会医療法人 黎明会 北出病院(御坊市湯川町財部728-4)

利用時間: 平日の午前8時～午後6時(延長保育は、原則行いません。)

休業日: 土、日曜日、祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)

予約時間: 午前8時～午後6時(TEL: 24・0144)

定員 6名

ご利用料金

- ①前年度市町村民税の課税世帯(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
- ②前年度市町村民税の非課税世帯(1日 1,000円 / 半日 500円)
※半日とは、5時間以内の保育です。
- ③生活保護世帯(全額免除)

ご利用手順

WEBから予約できるようになりました。インターネット予約サービスの「あずかるこちゃん」をご利用ください。

あずかるこちゃんとは

病児・病後児保育室のWEB予約サービスです。
アカウント作成を事前に行うことで、スマートフォン等から、いつでも簡単に病児・病後児保育室の予約やキャンセルができます。



「あずかるこちゃん」
ネット予約

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)